

## 法第37条 工事完了公告以前の建築(建設)承認申請書類一覧表

袖ヶ浦市開発指導準備室(R5.6.15)

- ◎申請書は正本(原本:証明書等の有効期限は交付日から3カ月)1部、副本(正本のコピー)2部の計3部を開発指導準備室に提出してください。
- ◎図面は、申請区域を赤枠で表示し、図面名称の明示とこれを作成した者が記名押印又は署名してください。
- ◎申請にあたっては、この表を正本の一枚目に添付(事前に申請者がチェック)し、書類及び図面等を、表の項目順に綴ってください。

申請書類・図面等		必須	<input checked="" type="checkbox"/>	備 考
申請書	工事完了公告以前の建築(建設)承認申請書(県細則第六号様式)	○		宛名は"君津土木事務所長"
添付書類	委任状(任意書式(県参考様式1))			委任者及び担当者の氏名、押印、電話番号等を記入(委任者でない者が申請手続き(訂正・受領を含む)をする場合は、別途委任状が必要)
	開発許可(変更許可)通知書の写し		○	
	防災施行計画書[任意書式(県参考様式6)]	自己居住用・小規模な自己業務用は除く		施行中の防災措置等の概要(緊急時の連絡体制、土砂流出防止対策、周辺環境保全対策)を記載
添付図面	開発区域位置図(1/10,000以上)		○	
	開発区域区域図(1/2,500)		○	
	近接施工図書(1/500以上)	(建築工事との一体施工が必要な宅地造成工事の場合)		先行して設置される構造物(擁壁等)と建築物の基礎構造及び近接距離を示す断面図、建設機械の配置を示す施工計画平面図(配置図等にまとめて図示可)
	配置図(1/500以上)		○	敷地内における建築物又は特定工作物の位置
	敷地求積図(1/500以上)		○	
	平面図(1/200以上)		○	建築物又は特定工作物の平面図/構造、規模(建築面積、延床面積)、建ぺい率、容積率を表示
立面図(1/200以上)	2面以上	○	建築物又は特定工作物の2面以上の立面図/建築物の高さを表示	

### 【法第37条申請を認めるケース(支障がないもの)について】

- (1) 自己の居住の用に供する住宅の建築を目的とする開発行為における建築物の建築
- (2) 自己の業務の用に供する建築物の建築を目的とする開発行為の建築物の建築
- (3) 公共施設(道路、公園、調整池等)及び公益的施設(官公署、地区センター等)の工区を先行的に整備する場合
- (4) 建築工事との一体施工が必要な宅地の造成工事で、宅地の造成工事と建築工事とを分離して行うことが物理的に又は施行管理上、品質管理上支障があるもの

### 【法第37条申請について】

- ◎申請書の提出に併せて、「工事着手届出書[細則第5号様式の四]」を提出して下さい。
- ◎承認通知書には、「法第36条第3項の規定による工事完了の公告があるときまで、建築物の使用(入居または営業もしくは操業の開始)をしないこと」を条件に付しますのでご注意ください。